認証調査票

この度は、貴社事業所の EV/PHEV 用 AC 普通充電器の製品認証を当財団認証 センターにお申込みいただき、誠にありがとうございます。

今回の審査を実施するにあたり、貴社事業所の事業内容等の概要を事前に把握 しておきたいと存じます。大変お手数をおかけいたしますが、この「調査票」 の設問にお答えの上、当センターへご返送いただきますようよろしくお願い申 し上げます。

なお、この「調査票」へのご回答内容は、貴社事業所の EV/PHEV 用 AC 普通 充電器の製品認証にのみ使用させていただくもので貴社事業所の審査以外への 使用や外部への漏洩はいたしません。このことを申し添えます。

一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター

認証調査票

調査票記入日: 年 月 日 フリガナ 受審組織名称 和文 英文 フリガナ ₹ 受審組織所在地 フリガナ (審査対象となる事業 Ŧ 所の所在地を記入) (枠内に記入できない場合は別紙に記入願います。) フリガナ 所属•役職 氏名 受審組織代表者名 住所(受審組織所在地と異なる場合のみ記入) ₹ 所属•役職 フリガナ 氏名 住所(受審組織所在地と異なる場合のみ記入) 責任者 TEL FAX E-mail アドレス 上司(氏名・役職) フリガナ 所属•役職 氏名 住所(受審組織所在地と異なる場合のみ記入) 代理責任者 FAX TEL E-mail アドレス 上司(氏名・役職)

| | (1)登録年月の希望はありますか。 口なし 口あり(年 月までに) |
|------------|--|
| | (2)審査を希望される時期はいつごろですか。 |
| | (注)①初回審査の前に事前調査を実施します。 |
| | , 9 |
| 受審時期 | ②本審査ではマネジメントシステムについても確認します。このため、マネジメ |
| | ントシステムが実際に運用されているか、生産開始後どのように運用されて |
| | いるか説明できることが必要となります。 |
| | ③本審査の後、登録決定まで50日程度の日数を要しますのでご留意下さ |
| | V) _o |
| | (1)マネジメントシステムマニュアルはありますか。(ex.品質マニュアル等) |
| | □ある □ない(→ □準備中 □これから準備) |
| | (2)マネジメントシステムを構成する手順書,作業標準等は整備されていますか。 |
| マネジメントシステム | □ある □ない(→ □準備中 □これから準備) |
| 状 況 | 整備される予定時期(年月頃) |
| | (3)マネジメントシステムは運用されていますか。 |
| | □運用している(→□1年以上前 □6ヶ月以上前 □3ヶ月以上前 □その他) |
| | □運用していない→ 年 月ごろより運用予定 |
| | (1)組織図(全体を表すもので、部課単位までわかるもの) |
| | (2)会社案内、製品、サービス等を記したカタログ、パンフレット等 |
| | (3)周辺状況がわかる地図等 |
| | (4)管理責任者及び代理管理責任者に責任・権限が与えられていること示す |
| | 経営者層の署名(又は捺印)のある文書 |
| | (5)品質マニュアル |
| | (6)最近の品質マネジメントシステム認証証のコピー |
| | (7)最新の品質マネジメントシステム審査報告書のコピー |
| | (8)製品試験及び検証のための品質マジメントシステム文書 |
| | (9)要員の責任及び権限を明記した品質マジメントシステム文書 |
| 事前にご提出してい | (10)要員の力量、教育・訓練及び技能の記録 |
| ただきたい資料 | (11)製品の監視及び測定の計画 |
| | (12)是正処置の記録の事例 |
| | (13)予防処置の記録の事例 |
| | (14)文書管理の手順(文書管理規定等) |
| | (15)記録の管理の手順 |
| | (16)製品のQC工程表(図) |
| | (17)製品の出荷(完成)検査手順書(チェックシート等も含む) |
| | (18)製品の設計・開発計画書 |
| | (19)電気用品安全法対象部品についてPSE認証取得品については、認証証の |
| | 写し |
| | |
| | |

| ① 既に認証登録している規格 | | | |
|---------------------------------|-------------------|------------|--------|
| □ISO9001(登録機関: | | |) |
| 取得年月: | | | |
| 有効期限: | | | |
| ② 御社の親会社(出資比率 50%超の会社)が御風 | 堅いましたらご記入く | ださい。 | |
| •社名: | •出資比率: | % | |
| ③ コンサルタントの有無 | | | |
| 御社の ISO9001(JIS Q 9001)のシステム構築等 | について、コンサル | タントサービスの提供 | を受けました |
| か又は予定していますか。 | | | |
| □はい □いいえ | | | |
| 「はい」の場合は、機関又は個人の名称 | | | |
| •機関名(個人): | | | |
| •所在地: | | | |
| •担当者: | | | |
| 御社では内部監査を外部の機関又は個人に依 | 頼したことがあります | か、又は予定がありま | すか。 |
| □はい □いいえ | | | |
| 「はい」の場合は、外部の機関又は個人の名称 | | | |
| •機関名(個人): | | | |
| •所在地: | | | |
| •担当者: | | | |
| ④ 品質マネジメントシステムの中で ISO9001 の以下 | の条項の中で除外項 | 頁目はありますか。 | |
| 1) 7.3 設計•開発 | | □はい□ | いいえ |
| 2) 7.4 購買 | | □はい□ | いいえ |
| 3) 7.5.2 製品に関するプロセスの妥当性確認 | | □はい □は | ハいえ |
| 4) その他の除外項目: | | | |
| | | | |

調査票

生産工程フロー

| 主要工程の概略フローを記入ください。枠内に記入できない場合は別紙を添付してください。 | |
|--|--------|
| その一連の工程の途中に、敷地内外を問わず、外部の業者に委託している工程があれば分かれ | るように示し |
| てください。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

該当する箇所を記入してください。(わかる範囲で結構です)

| 1. \$ | 製品について | |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 自 | 製品の内容をご記入下さい | |
| | - - |] |
| | - |] |
| [| - |] |
| | | |
| - | 管理責任者並びに代理管理責任者の責任と権限について | |
| | 理責任者並びに代理管理責任者の方にお伺いします。 | |
| 2.1 | 製品認証マークが付与される前に製品の認証上の不適合が見て | |
| | 1) 是正処置を貴社のしかるべき部署に要求する権限をお持ち、 | |
| | 2) この権限を行使することができますか? | □はい □いいえ □はい □いいえ |
| 9 9 | 図面、仕様書等の製品に対する要求事項の変更が発生した時に | |
| 4.4 | 1)変更への対応を要求する権限をお持ちですか? | -、 □はい □いいえ |
| | 2) この権限を行使できますか? | □はい □いいえ |
| 2.3 | 貴社の製品がわたしども認証機関の要求事項を満たさなかった | |
| 2.0 | 削除を行うことが必要になりますが、 | |
| | 1) 認証マークの削除を指示する権限をお持ちですか? | □はい □いいえ |
| | 2)この権限を行使できますか? | □はい □いいえ |
| 2.4 | 製品認証マークは認証されたものだけに適用させることについて | 、権限と責任をお持ちですか ? |
| | | □はい □いいえ |
| 2.5 | 製品認証に関する私ども認証機関の最新の文書を貴社で利用で | することについて、その権限と |
| | 責任をお持ちですか? | □はい □いいえ |
| 2.6 | 認証マークを付ける製品は出荷までに製品認証の要求事項に従 | だわせる権限と責任を |
| | お持ちですか? | □はい □いいえ |
| 2.7 | 以下3. 項 以降の内容について貴社で適用させフォローさせる | ことについて、権限と責任を |
| | お持ちですか? | □はい □いいえ |
| | | |
| _ | 品質マネジメントシステムについて | |
| 3.1 | 製品認証の対象の製品が品質マネジメントシステムの認証範囲に含 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | | □はい □いいえ |
| 3.2 | 製品認証の対象の製品に関連する全てのサイトは品質マネジス | |
| | いますか。 | □はい □いいえ |
| | 品質マネジメントシステム文書について以下の内容が含まれていま・ | · |
| | 1)組織図 | □はい □いいえ |
| | 2)経営層、役員及び各部門長の責任及び権限 | □はい□いいえ |
| | 3)製品検査及び製品試験の計画 | □はい□いいえ |
| | 4)文書化の手順(文書管理規定等) | □はい□いいえ |
| - | 5)外部文書を含tr必要な文書類(例:顧客からの図面・技術標準 ISC |) 規格書等) /けい /いいえ |

| 4. 要員について | |
|--|-----------------|
| 4.1 製品要求事項への適合に影響ある以下の仕事に従事する要員の責任と | 権限は明確にされていますか。 |
| 1)製品設計 | □はい □いいえ |
| 2)測定機器の校正 | □はい □いいえ |
| 3)入荷製品/部品の検証 | □はい □いいえ |
| 4)購入製品/部品/材料の検証 | □はい □いいえ |
| 5)製品の試験及び検査 | □はい □いいえ |
| 6)製品の監視及び測定の記録 | □はい □いいえ |
| 5. 製品実現の計画について | |
| 5.1 製品実現の計画は明確にされていますか?(例:品質保証体系図等) | □はい □いいえ |
| 6. 顧客関連のプロセスについて | |
| 6.1 貴社が顧客に製品を提供することに対するコミットメント(例:提案書の提 | 出、契約または注文の受諾、契約 |
| または注文への変更の受諾)をする前に、以下のレビューを実施していま | すか? |
| 1)製品への要求事項が明確にされている。 | |
| 2)以前に提示されたのとは異なる契約、または指示要求事項が理解され | こている。 |
| 3)明確にされた要求事項を満足する能力を持っている。 | |
| | □はい □いいえ |
| 6.2 上記 6.1 のレビューの記録は保管されていますか。 | □はい □いいえ |
| 6.3 顧客の苦情の記録は保管されていますか。 | □はい □いいえ |
| 7. 設計及び開発について | |
| 7.1 製品設計への要求事項(例:機能及び性能、適用される法令・規制、以 | 前の類似した設計から得られた |
| 情報、設計・開発に不可欠なその他の要求事項)を満たしていることを確 | 権実にするために検証が実施さ |
| れていますか。 | □はい □いいえ |
| 7.2 上記の検証の記録はありますか。 | □はい □いいえ |
| 7.3 下記のレビューが実施されていますか。 | |
| 1)要求事項を満足する設計の能力の評価 | □はい □いいえ |
| 2)問題点の特定並びに必要な処置の提案 | □はい □いいえ |
| 7.4 上記のレビューの記録はありますか。 | □はい □いいえ |
| 7.5 製品の設計、検証、レビューはどの段階で実施されますか。 | |
| |] |
| 7.6 試作品が関連する要求事項を満たしていることの証拠としての記録はあ | りますか。 □はい □いいえ |
| 8. 購買について | |
| 8.1 以下の購入部品について以下の情報を含む記録は保管されていますか。 | □はい □いいえ |
| 1)部品の説明(例:過電流検出器、漏電ブレーカー 充電ソケット) | |
| 2)供給者名 | |
| 3)部品の特徴を説明するカタログ、モデル名称 | |

| 5)適合性を判断するのに使用される規格、公報、通達及びその他の | の要求事項の記録 |
|--|-------------------|
| 6)試験の結果 上記の記録はどのような書式ですか。 | |
| 記録の保管期間はどの程度ですか。 | |
| 記録はどこで入手できますか。 | |
| 9. 製造及びサービス提供について | |
| 9.1 製品の識別は実施していますか。 | □はい □いいえ |
| 「いいえ」の場合、その理由を説明して下さい。 | _ |
| し 9.2 製品の状態の監視及び測定をどのように実施していますか。 | - |
|] | - |
| 9.3 製品のトレーサビリティ(製造履歴の遡り)を実施していますか。 | □はい □いいえ |
| 9.4 製品に関するプロセスの妥当性確認の実施について伺います。 | |
| 即ち、製品が使用された後でしか不具合が顕在化しない場合にないプロセスがあります。 | は、管理条件で品質を保証するしか |
| プロセスの妥当性確認とは、プロセスの管理条件が妥当であると | いうことを確認するという意味です。 |
| 本件に該当するプロセスはありますか。 | □はい □いいえ |
| 「はい」の場合、具体的にそのプロセス名称を記入してください。 | |
| [| - - |
| [| - - |
| | - - |
| また、そのプロセスの妥当性の基準を記入して下さい。 | |
| | - - |
| | - |
| [| - |
| 10.監視機器及び測定機器の管理について | |
| 10.1 どのような監視機器、測定機器が使用されていますか。 | |
| できれば、型番・型式及び測定対象(電圧、電流、長さ、重さ、圧力 | ケ、等)も記入して下さい。 |
| [|] |
| |] |
| [|] |
| 10.2 各々の測定器の校正の間隔について一覧になったものがありますだ |)。 □はい □いいえ |
| 10.3 測定器の校正手順は文書化されていますか。 | □はい □いいえ |
| その校正手順は各々の測定器に対して利用可能ですか。 | □はい □いいえ |

4)電気定格(定格電流・電圧)

| 10.4 測定機器と特定されたものか校正されていることをどのように分かるように | こしていますか。 | 7 |
|---|---|---------------|
| | | J |
| 10.5 各々の測定機器の校正記録は保管されていますか。 | □はい □いいえ | |
| 10.6 各々の測定機器が最近校正されたことを示すマークが各々の測定機器 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | □はい □いいえ | |
| 10.7 1)校正実施に際して、どのような標準器が使用されていますか。型式また | とは一連番号とともに | |
| 記入して下さい。 | | _ |
| L | |] |
| L | |] |
| | | J |
| 2)上記の標準器について最近の校正期日及び校正期限を各々記入して | 下さい。 | 7 |
| L | |] |
| L | |] |
| | |] |
| 10.8 校正のための標準器が国際標準または国内標準に対して適合してい | | はでき |
| ますか。 | □はい □いいえ | foto arri () |
| 10.9 監視機器及び測定機器を使用する上での環境条件(例:測定室の温 | 茂・湿度、等)がどのよっ に | .管埋され |
| ていますか。 | | 7 |
| l | |] |
| l | |] |
| L | | J |
| | | |
| 11.製品の監視及び測定について | マナントー・・・・・・・・・・ (4)口 | ₩ |
| 11.1 製品の監視及び測定について、以下の内容を含む計画はどのように策 | 定されていようか。(製品 | (|
| 計画等) | 工和市场本 川老松木然 | -\ |
| 1)材料、部品、仕掛品及び最終製品の監視、測定の詳細(受入検査、 | , | ·) |
| 2)製造ラインでの製品(仕掛品含む)の監視、測定結果を記録することの | フ取次(グ) | |
| 3)不適合製品(不良品)の管理及び処置の手順 | | |
| 4)製品の監視及び測定に必要とされる詳細な手順 | | ٦ |
| L r | |] |
| L r | | J |
| 11.0 松木豆が乳粉の牡布の牡肿豆がこの夕との甘油は田かったよ | | J |
| 11.2 検査及び試験の対象の特性及びその各々の基準は明確ですか。 | □はい □いいえ | |
| またその対象特性及び基準はどの事業所でも確認できますか。 | □はい □いいえ | |
| 11.3 製品の監視及び測定で下記の記録はありますか。 | □はい □いいえ | |
| 1)製品の識別(製品名称、種類、型式、製造番号等) | | |
| 2)監視及び測定の内容(何を監視、測定したのか) | □はい □いいえ | |
| 3)監視及び測定の結果 | □はい □いいえ | |
| 4)材料、部品等の受入れ基準 5)不満会(不良)の内容 | □はい □いいえ | |
| 5)不適合(不良)の内容 | □はい □いいえ | |
| 6)監視及び測定の日付 7)製品出荷許可の権限を持つ要員(検査員等) | □はい □いいえ□はい □いいえ | |
| り表明山側 計りが推漑を付ける長 (快宜長寺) | 口/よく・ 口くバだ | |

| | 上記の記録はどこに保管されていますか。 | | |
|----|--|-----------|---|
| | | |] |
| | | |] |
| | | |] |
| 11 | .4 認証製品については以下の記録が必要ですが、これらの記録はありますか。 | | |
| | 1)部品の識別を示すネームプレート | □はい □いいえ | |
| | 2)ネームプレートの意匠 | □はい □いいえ | |
| | 3)試作品で実施した監視及び測定の結果、及び環境条件 | □はい □いいえ | |
| | 4)要求事項を満たすことが確認されて作成された最初の設計図面 | □はい □いいえ | |
| | 5)評価した製品及びその内部/外部の写真 | □はい □いいえ | |
| | 6)一次及び二次回路図(概要図) | □はい □いいえ | |
| | 7)部品の説明書または図面 | □はい □いいえ | |
| | 8)一次回路の試験結果 | □はい □いいえ | |
| | 9)一次回路の部品の一覧 | □はい □いいえ | |
| | 10)安全回路の部品の一覧 | □はい □いいえ | |
| | 11)等級2(class2)の回路でない部品の一覧 | □はい □いいえ | |
| | 12)重要な回路(インターロック、感電防止、漏電遮断等)の部品の一覧 | □はい□いいえ | |
| | 上記の記録は保管されていますか。 | □はい □いいえ | |
| | どなたが、記録の保管に対して責任及び権限を持っていますか。 | | |
| | [役職•氏名: | | |
| | 上記の記録はどこに保管されていますか。 | | |
| | | |] |
| | | |] |
| | | | |
| 1 | 2. 不適合製品の管理について | | |
| | 12.1 不適合品(不良品)の管理について文書化した手順はありますか。 | □はい □いいえ | |
| | この手順を実施していますか。 | □はい □いいえ | |
| | 12.2 やり直し(再加工)または修正した部品は識別(区別)されていますか。 | □はい □いいえ | |
| | | | |
| 1 | 3. 是正処置について | | |
| | 13.1 是正処置(再発防止)について、文書化された手順をお持ちですか。 | □はい □いいえ | |
| | 13.2 製品の不適合(不具合)の原因の調査を実施していますか。 | □はい □いいえ | |
| | 13.3 不適合(不具合)の原因が特定された後、再発防止のための適切な処置が | とられていますか。 | |
| | | □はい □いいえ | |
| | | | |
| 1 | 4. 予防処置 | | |
| | 14.1 予防処置について、文書化された手順をお持ちですか。 | □はい □いいえ | |
| | 14.2 潜在的な不適合(不具合)の原因の調査を実施していますか。 | □はい □いいえ | |
| | 14.3 潜在的な不適合が特定された場合、不適合の発生を予防するための処置 | | |
| | | □はい □いいえ | |

| 15. 文書管理 | |
|-----------------------------------|----------|
| 15.1 文書管理に関する手順はありますか。 | □はい □いいえ |
| 15.2 この手順に則って文書の管理を実施していますか。 | □はい □いいえ |
| | |
| 16.記録の管理 | |
| 16.1 記録の管理に関する手順はありますか。 | □はい □いいえ |
| 16.2 この手順に則って記録の管理を実施していますか。 | □はい □いいえ |
| | |
| 17. 内部監査 | |
| 17.1 内部監査の手順はありますか。 | □はい □いいえ |
| 17.2 この手順に沿って内部監査を実施していますか。 | □はい □いいえ |
| 18. マネジメントレビュー | |
| 18. マネンメントレビュー | |
| 18.1 マネジメントレビューの手順はありますか。 | □はい □いいえ |
| 18.2 この手順に沿ってマネジメントレビューを実施していますか。 | □はい □いいえ |